



しあわせ信州

長野県産業労働部
令和6年4月1日現在

長野県中小企業融資制度のご案内

新設

中小企業振興資金 (経営者保証不要枠)

ご融資条件	貸付限度額	【設備・運転の合計】 1億6,000万円 ※一般保証8,000万円、経営安定関連保証(4・5号)8,000万円の合算
	金利	年2.1% ※貸付期間が1年以内のものについては年1.8%
		中小企業振興資金(しあわせ信州創造枠)の貸付対象者に該当する場合 年1.9% ※貸付期間が1年以内のものについては年1.6%
	貸付期間	【設備資金】 10年以内(据置1年) 【運転資金】 7年以内(据置6か月) (借換)10年以内(据置1年)
	貸付対象者	信用保証協会の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する方
信用保証料	2.2%以内	

その他

- ・担保・保証人不要(一定の条件が必要)
- ・既存県制度融資の借換可
(借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用)

本制度に関するお問い合わせ先：県地域振興局商工観光課又は経営・創業支援課 (TEL026-235-7200)

よくあるお問合せ



申請に必要な書類を教えてください。

- ① **許可証等の写し** (許可等を有する業種に限る)
- ② **事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書**
- ③ **市町村認定書 (写し可)** (経営安定関連保証を利用する場合) など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。

